

決算行政監視委員会

決算行政監視調査室

I 所管事項の動向

1 決算及び検査報告等

決算は、国の一会計年度における予算執行の実績を表示したものであり、財政国会中心主義の下、決算審査を通じて、予算に基づいて行われた財政行為についての内閣の責任を明らかにし、将来の財政計画や予算編成等に資することとなる。

この決算については、「すべて毎年会計検査院がこれを検査し、内閣は、次の年度に、その検査報告とともに、これを国会に提出しなければならない」と定められている（憲法第90条第1項）。決算の提出時期については、法律上、「翌年度開会の常会において国会に提出するのを常例とする」とされている（財政法第40条第1項）。この点に関し、決算の早期審査の観点から、決算の提出を早めることを内容とする要請が参議院より内閣に対して行われたことを背景として、平成15年度決算からは、翌年度11月後半に国会が開会している場合には、11月20日前後に国会に提出されている。

なお、11月後半に国会が開会しておらず、その時期に決算が国会に提出されなかった例としては、平成16年度決算、平成26年度決算及び令和2年度決算がある¹。

令和3年度決算については、令和4年11月18日、第210回国会（臨時会）に提出された後、第211回国会（常会）に継続されている。また、平成30年度決算、令和元年度決算及び令和2年度決算については、それぞれ国会に提出後、継続案件²となっている。

以下では、まず、直近に提出された令和3年度決算等の概要等及び同年度決算検査報告の概要を説明した後、平成30年度決算等の概要等を順次説明することとする。

(1) 令和3年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額169兆4,031億円、支出済歳出額144兆6,495億円であった。また、財政法第6条の純剰余金は、1兆3,811億円であった。この純剰余金は、歳出において、中小企業事業環境整備費が予算計上額よりも少なかったことなどにより6兆3,028億円が不用となったことのほか、歳入において、税収が見込みを3兆1,578億円上回り、返納金等の税外収入が見込みを8,124億円上回った一方で、公債金を8兆円減額したことなどにより発生したものである。

特別会計決算（13特別会計の単純合計）は、収納済歳入合計額455兆5,544億円、支出済歳出合計額441兆814億円であって、計14兆4,730億円の決算上の剰余が発生し、そのうち、4兆7,417億円を積立金に積み立てるなどし、1兆4,264億円を令和4年度一般会計へ繰り

¹ 平成16年度決算は第164回国会（常会）の召集日（平成18年1月20日）に、平成26年度決算は第190回国会（常会）の召集日（平成28年1月4日）に、令和2年度決算は第207回国会（臨時会）の召集日（令和3年12月6日）に、それぞれ提出された。

² 決算は、先例上、一度提出されたときは、その会期において審議が終了しない場合においても、後の会期において審議されるものであり、次の国会に再び提出されず、これは、衆議院が解散された場合も同様である。

入れ、8兆3,048億円を各特別会計の令和4年度歳入に繰り入れることとした³。

国税収納金整理資金は、収納済額90兆4,707億円、歳入組入額69兆4,847億円である。

政府関係機関決算(4機関の単純合計)は、収入決算総額9,955億円、支出決算総額6,646億円である。

令和3年度中の国有財産の総増加額は14兆1,161億円、総減少額は4兆8,273億円であり、年度末における国有財産の現在額は126兆5,485億円である。

令和3年度末における国から地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の現在額は1兆2,208億円である。

令和3年度決算等は、令和4年9月2日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月7日に内閣へ回付した。その後決算等は、同年11月18日の閣議決定を経て、同日第210回国会(臨時会)へ検査報告とともに提出され、同年12月9日の本委員会への付託後、第211回国会(常会)に継続されている。

－最近5年間の予算・決算の推移－

(単位:億円)

			平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
一般会計	歳入	予算額	991,094	1,013,580	1,046,516	1,756,877	1,425,992
		決算額	1,036,440	1,056,974	1,091,623	1,845,788	1,694,031
	歳出	予算現額	1,038,484	1,056,550	1,097,283	1,822,658	1,733,796
		決算額	981,156	989,746	1,013,664	1,475,973	1,446,495
特別会計	歳入	予算額	3,946,433	3,902,745	3,918,113	4,252,632	4,654,997
		決算額	3,864,869	3,811,771	3,865,519	4,175,611	4,555,544
	歳出	予算現額	3,973,416	3,919,296	3,932,456	4,265,286	4,672,537
		決算額	3,741,502	3,689,360	3,741,696	4,045,188	4,410,814
政府関係機関	収入	予算額	16,037	16,524	17,565	24,316	26,775
		決算額	11,296	12,307	12,645	10,958	9,955
	支出	予算現額	18,449	17,272	18,172	25,370	32,335
		決算額	9,618	10,635	10,644	8,040	6,646

(備考) 予算額又は予算現額は、補正後の額。決算額は、一般会計及び特別会計では収納済歳入額と支出済歳出額、政府関係機関では収入済額と支出済額

(出所) 財務省資料を基に作成

(2) 令和3年度決算検査報告の概要

令和3年度の歳入、歳出等に関し、会計検査院が、国、政府関係機関、国の出資団体等の検査対象機関について実施した検査の結果、「令和3年度決算検査報告」に掲記された事項等の総件数は310件であり、指摘金額は計約455億2,351万円である。

³ このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆786億円であり、これは基金残高(将来の国債償還のために積み立てられているもの)等である。これについては、同特別会計の令和4年度歳入に繰り入れることとした。

－最近5年間の検査報告掲記事項の各事項等⁴の件数と指摘金額－

(単位:件、億円)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
①不当事項	292	75.5	254	57.2	205	87.5	157	66.3	265	104.3
②意見表示・処置要求事項	28	88.8	27	576.0	14	55.3	15	204.8	19	327.9
③処置済事項	39	992.8	44	369.0	22	154.2	20	1,837.5	22	23.8
④特記事項	0	—	0	—	0	—	0	—	0	—
指摘事項(①～④の計)	359	1,156.9	325	1,002.3	241	297.2	192	2,108.7	306	455.2
⑤国会及び内閣に対する報告(随時報告)	7	/	4	/	3	/	2	/	1	/
⑥国会からの検査要請事項に関する報告	3	/	2	/	2	/	5	/	1	/
⑦特定検査対象に関する検査状況	5	/	4	/	2	/	11	/	2	/
合計	374	1,156.9	335	1,002.3	248	297.2	210	2,108.7	310	455.2

(備考) 金額は「指摘金額」(租税等の徴収不足額、工事等に係る過大な支出額、補助金の過大交付額、計算書等に適切に表示されていなかった資産等の額など)。なお、重複があるため、事項等別の件数・金額を合算したものと合計の欄とは一致しない年度がある。

(出所) 会計検査院資料を基に作成

(3) 平成30年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額105兆6,974億円、支出済歳出額98兆9,746億円であった。また、財政法第6条の純剰余金は、1兆3,283億円であった。この純剰余金は、歳出において、予備費の使用決定額や国債の支払利息が予算計上額よりも少なかったことなどにより1兆6,037億円が不用となったことのほか、歳入において、所得税、法人税等の税収が見込みを上回ったことなどの一方で、公債金を1兆円減額したことなどにより発生したものである。

特別会計決算(13特別会計の単純合計)は、収納済歳入合計額381兆1,771億円、支出済歳出合計額368兆9,360億円であって、計12兆2,411億円の決算上の剰余が発生し、そのうち、3兆2,614億円を積立金に積み立てるなどし、1兆7,916億円を令和元年度一般会計へ繰り入れ、7兆1,880億円を各特別会計の令和元年度歳入に繰り入れることとした⁵。

国税収納金整理資金は、収納済額78兆2,204億円、歳入組入額61兆4,461億円である。

政府関係機関決算(4機関の単純合計)は、収入決算総額1兆2,307億円、支出決算総額1兆635億円である。

⁴ 各事項等は、検査報告に掲記される事項等であり、①「不当事項」とは検査の結果、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めたもの、②「意見表示・処置要求事項」とは会計検査院法第34条又は第36条の規定により関係大臣等に対して意見を表示し又は改善の処置を要求したもの、③「処置済事項」とは会計検査院が検査において指摘したところ当局において改善の処置を講じたもの、④「特記事項」とは事業効果、事業運営等の見地から広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため特に掲記を要すると認めたもの、⑤「国会及び内閣に対する報告(随時報告)」とは会計検査院法第30条の2の規定により国会及び内閣に対して報告したもの、⑥「国会からの検査要請事項に関する報告」とは国会法第105条の規定による会計検査の要請を受けて検査した事項について、会計検査院法第30条の3の規定により国会に報告した検査の結果、⑦「特定検査対象に関する検査状況」とは会計検査院の検査業務のうち、検査報告に掲記する必要があると認めた特定の検査対象に関する検査の状況である。なお、「不当事項」から「特記事項」までは、適切とは認められない事態の記述で通常「指摘事項」と呼ばれている。

⁵ このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆764億円であり、これは基金残高(将来の国債償還のために積み立てられているもの)等である。これについては、同特別会計の令和元年度歳入に繰り入れることとした。

平成30年度中の国有財産の総増加額は5兆3,179億円、総減少額は3兆5,482億円であり、年度末における国有財産の現在額は108兆5,939億円である。

平成30年度末における国から地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の現在額は1兆1,473億円である。

平成30年度決算等は、令和元年9月3日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月8日に内閣へ回付した。その後決算等は、同月19日の閣議決定を経て、同日第200回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、第204回国会（常会）において概要説明を聴取し、第208回国会（常会）において令和元年度決算等と同時に総括質疑が行われ、第211回国会（常会）まで継続されている。

(4) 令和元年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額109兆1,623億円、支出済歳出額101兆3,664億円であった。また、財政法第6条の純剰余金は、6,852億円であった。この純剰余金は、歳出において、国債の支払利息が予算計上額よりも少なかったことなどにより1兆7,838億円が不用となったことのほか、歳入において、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを1兆1,450億円上回った一方で、税収が見込みを1兆7,384億円下回ったことや公債金を5,000億円減額したことなどにより発生したものである。

特別会計決算（13特別会計の単純合計）は、収納済歳入合計額386兆5,519億円、支出済歳出合計額374兆1,696億円であって、計12兆3,823億円の決算上の剰余が発生し、そのうち、2兆9,790億円を積立金に積み立てるなどし、2兆5,927億円を令和2年度一般会計へ繰り入れ、6兆8,105億円を各特別会計の令和2年度歳入に繰り入れることとした⁶。

国税収納金整理資金は、収納済額77兆4,666億円、歳入組入額59兆4,841億円である。

政府関係機関決算（4機関の単純合計）は、収入決算総額1兆2,645億円、支出決算総額1兆644億円である。

令和元年度中の国有財産の総増加額は5兆5,046億円、総減少額は4兆2,273億円であり、年度末における国有財産の現在額は109兆8,712億円である。

令和元年度末における国から地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の現在額は1兆1,937億円である。

令和元年度決算等は、令和2年9月4日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月10日に内閣へ回付した。その後決算等は、同月20日の閣議決定を経て、同日第203回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、第204回国会（常会）において概要説明を聴取し、第208回国会（常会）において平成30年度決算等と同時に総括質疑が行われ、第211回国会（常会）まで継続されている。

⁶ このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆918億円であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和2年度歳入に繰り入れることとした。

(5) 令和2年度決算等の概要及び審議状況

一般会計決算は、収納済歳入額184兆5,788億円、支出済歳出額147兆5,973億円であった。また、財政法第6条の純剰余金は、4兆5,363億円であった。この純剰余金は、歳出において、国債の支払利息が予算計上額よりも少なかったことなどにより3兆8,880億円が不用となったことのほか、歳入において、税収が見込みを5兆6,966億円上回り、日本銀行納付金等の税外収入が見込みを6,164億円上回った一方で、公債金を4兆円減額したことなどにより発生したものである。

特別会計決算（13特別会計の単純合計）は、収納済歳入合計額417兆5,611億円、支出済歳出合計額404兆5,188億円であって、計13兆423億円の決算上の剰余が発生し、そのうち、3兆2,930億円を積立金に積み立てるなどし、1兆9,233億円を令和3年度一般会計へ繰り入れ、7兆8,258億円を各特別会計の令和3年度歳入に繰り入れることとした⁷。

国税収納金整理資金は、収納済額82兆2,569億円、歳入組入額62兆7,496億円である。

政府関係機関決算（4機関の単純合計）は、収入決算総額1兆958億円、支出決算総額8,040億円である。

令和2年度中の国有財産の総増加額は11兆4,045億円、総減少額は4兆160億円であり、年度末における国有財産の現在額は117兆2,598億円である。

令和2年度末における国から地方公共団体等は無償で貸し付けている国有財産の現在額は1兆2,142億円である。

令和2年度決算等は、令和3年9月3日の閣議決定を経て、会計検査院に送付された。会計検査院は、決算等を検査し、検査報告を作成の上、同年11月5日に内閣へ回付した。その後決算等は、同年12月6日の閣議決定を経て、同日第207回国会（臨時会）へ検査報告とともに提出され、同月20日の本委員会への付託後、第211回国会（常会）まで継続されている。

(6) 令和3年度予備費使用等の概要及び審議状況

一般会計予備費の予算額は、5,000億円であって、その使用総額は4,480億円であり、差引使用残額は519億円である。

また、令和3年度においては、令和2年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「新型コロナウイルス感染症対策予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は5兆円であって、その使用総額は4兆6,185億円であり、差引使用残額は3,814億円である。

特別会計予備費の予算総額は、8,352億円であって、その使用総額は323億円であり、差引使用残額は8,029億円である。

特別会計予算総則第19条第1項（歳入歳出予算の弾力条項）の規定による経費増額総額は、1,026億円である。

予備費使用等については、第208回国会（常会）の令和4年3月18日に「令和3年度一般

⁷ このうち、国債整理基金特別会計の決算上の剰余金は3兆521億円であり、これは基金残高（将来の国債償還のために積み立てられているもの）等である。これについては、同特別会計の令和3年度歳入に繰り入れることとした。

会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1) (承諾を求めるの件)」等⁸が、同年5月20日に「令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) (承諾を求めるの件)」等⁹がそれぞれ提出され¹⁰、同年6月14日の本委員会への付託後、第211回国会(常会)まで継続されている。

(7) 令和4年度予備費の予算計上等

一般会計予備費の予算額は、9,000億円(補正後)¹¹である。

また、令和4年度においては、令和2年度及び令和3年度に引き続き、一般会計予算総則により使用範囲が規定された「新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費」¹²が設けられ、当該予備費の予算額は9兆8,600億円(補正後)¹³である。

さらに、令和4年度においては、第2次補正予算の一般会計予算総則により使用範囲が規定された「ウクライナ情勢経済緊急対応予備費」が設けられ、当該予備費の予算額は1兆円である。

特別会計予備費の予算総額は、8,048億円(補正後)¹⁴である。

これらの予備費の使用を受けて、予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書が第211回国会(常会)に提出されることが見込まれる。

2 会計検査院による報告

(1) 国会及び内閣に対する報告(随時報告)

会計検査院は、会計検査院法第30条の2の規定により、意見を表示し又は処置を要求した事項その他特に必要と認める事項については、毎年度の決算検査報告の作成を待たず、随時、その検査の結果を国会及び内閣に報告できることとされている。第210回国会の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである(令和5年1月16日現在)。

⁸ その他、「令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1) (承諾を求めるの件)」、「令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その1) (承諾を求めるの件)」及び「令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その1) (承諾を求めるの件)」。

⁹ その他、「令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) (承諾を求めるの件)」、「令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書(その2) (承諾を求めるの件)」及び「令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書(その2) (承諾を求めるの件)」。

¹⁰ 予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書等については、早期の審議機会の確保の観点から、予備費の使用決定に係る閣議決定日等を基準として、毎年4月から翌年1月までの分を記載した「その1」と2月及び3月の分を記載した「その2」の二つに区分されて国会に提出されている。

¹¹ 当初予算で5,000億円計上、第1次補正予算で4,000億円増額。

¹² 当初予算で「新型コロナウイルス感染症対策予備費」として設けられた後、第1次補正予算で改称され、用途が拡大された。

¹³ 当初予算で5兆円計上、第1次補正予算で1兆1,200億円増額、第2次補正予算で3兆7,400億円増額。

¹⁴ 当初予算で9,048億円計上、第2次補正予算で1,000億円減額。

報 告 件 名	報 告 年 月 日
新型コロナウイルス感染症患者受入れのための病床確保事業等の実施状況等について	令和5. 1. 13

(2) 国会からの検査要請事項に関する報告

各議院又は各議院の委員会は、国会法第105条の規定により、会計検査院に対し、特定の事項について検査を行い、その結果を報告するよう求めることができる。会計検査院は、会計検査院法第30条の3の規定により、検査要請があった事項について、検査の結果がまとまり次第、要請元に報告している。第210回国会の開会以降に会計検査院が行った報告は次のとおりである（令和5年1月16日現在）。

報 告 事 項 名	要請年月日 要請元	報 告 年 月 日
東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けた取組状況等に関する会計検査の結果について	平成29. 6. 5 参議院（決算委員会）	令和4. 12. 21

3 政策評価及び行政評価・監視

国会の行政監視機能を充実・強化するため、本委員会は、総務省が行う評価及び監視等の結果についての調査に関する事項を所管している。総務省が行う評価及び監視には、政策評価と各行政機関の業務の実施状況について行う行政評価・監視がある。

(1) 政策評価

政策評価は、各行政機関が、政策を企画立案し遂行する立場から、その所掌する政策について、必要性、効率性、有効性等の観点から評価を行うことが基本となっている。これに加え、評価専担組織としての総務省は、政策を所掌する各行政機関とは異なる立場から、各行政機関が担うことができない、又は各行政機関による政策評価だけでは十分に達成することができない評価を行うため、次のような複数行政機関にまたがる政策の評価（統一性・総合性確保評価）及び各行政機関の評価のチェック（客観性担保評価）を実施している。

令和4年度における客観性担保評価の取組結果として、「令和4年度 租税特別措置等に係る政策評価の点検結果」が令和4年11月11日に公表されている。

なお、第210回国会の開会以降に総務省は統一性・総合性確保評価に基づく勧告等を行っていない（令和5年1月16日現在）。

(2) 行政評価・監視

行政評価・監視は、総務省が各行政機関の業務の実施状況等を調査して、その結果により、各行政機関に対して勧告等を行い、行政運営を改善させようとするものである。

なお、第210回国会の開会以降に総務省は行政評価・監視に基づく勧告等を行っていない（令和5年1月16日現在）。

II 第211回国会提出予定案件等の概要

- 1 令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）
- 2 令和4年度一般会計ウクライナ情勢経済緊急対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）
- 3 令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）
- 4 令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）
- 5 令和4年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）
- 6 令和4年度一般会計新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）
- 7 令和4年度一般会計ウクライナ情勢経済緊急対応予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）
- 8 令和4年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）
- 9 令和4年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）
- 10 令和4年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）

これらについては、第211回国会に提出されることが見込まれる。なお、2及び6～9については、今後、使用額が決定された場合に、5及び10については、今後、経費増額が決定された場合に、それぞれ提出されるものである。

（参考）継続案件

- 平成30年度一般会計歳入歳出決算、平成30年度特別会計歳入歳出決算、平成30年度国税収納金整理資金受払計算書、平成30年度政府関係機関決算書
- 平成30年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 平成30年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 令和元年度一般会計歳入歳出決算、令和元年度特別会計歳入歳出決算、令和元年度国税収納金整理資金受払計算書、令和元年度政府関係機関決算書
- 令和元年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 令和元年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 令和2年度一般会計歳入歳出決算、令和2年度特別会計歳入歳出決算、令和2年度国税収納金整理資金受払計算書、令和2年度政府関係機関決算書
- 令和2年度国有財産増減及び現在額総計算書

- 令和2年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 令和3年度一般会計歳入歳出決算、令和3年度特別会計歳入歳出決算、令和3年度国税収納金整理資金受払計算書、令和3年度政府関係機関決算書
- 令和3年度国有財産増減及び現在額総計算書
- 令和3年度国有財産無償貸付状況総計算書
- 令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）
- 令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）
- 令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その1）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）
- 令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その1）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）
- 令和3年度一般会計新型コロナウイルス感染症対策予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）
- 令和3年度一般会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）
- 令和3年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）
- 令和3年度特別会計予算総則第19条第1項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その2）（承諾を求めるの件）（第208回国会、内閣提出）

なお、概要についてはI 1を参照されたい。

<p>内容についての問合せ先 決算行政監視調査室 原田首席調査員（内線68680）</p>
--